

当金庫の自己資本の充実の状況等について

① 自己資本の構成に関する事項

1. 自己資本調達手段の概要

自己資本額のうち、当金庫が積立てているもの以外のものは、地域のお客さまからお預かりしている出資金が該当します。

2. 自己資本の構成状況

(単位:百万円)

項 目	平成28年度		平成29年度	
		経過措置による 不算入額		経過措置による 不算入額
コア資本に係る基礎項目(1)				
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	33,634		34,088	
うち、出資金及び資本剰余金の額	683		680	
うち、利益剰余金の額	32,964		33,421	
うち、外部流出予定額(△)	13		13	
うち、上記以外に該当するものの額	—		△2	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	140		91	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	140		91	
うち、適格引当金コア資本算入額	—		—	
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
コア資本に係る基礎項目の額(イ)	33,774		34,179	
コア資本に係る調整項目(2)				
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	44	—	40	—
うち、のれんに係るものの額	—	—	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	44	—	40	—
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	—	—	—
適格引当金不足額	—	—	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—	—	—
前払年金費用の額	—	—	—	—
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—	—	—
特定項目に係る10パーセント基準超過額	—	—	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)の関連するものの額	—	—	—	—
特定項目に係る15パーセント基準超過額	—	—	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)の関連するものの額	—	—	—	—
コア資本に係る調整項目の額(ロ)	44		40	
自己資本				
自己資本の額((イ) - (ロ)) / (ハ)	33,730		34,139	
リスク・アセット等(3)				
信用リスク・アセットの額の合計額	114,206		115,225	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△6,930		△2,880	
うち、無形固定資産(のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)	—		—	
うち、繰延税金資産	—		—	
うち、前払年金費用	—		—	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△6,930		△2,880	
うち、上記以外に該当するものの額	—		—	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	6,538		6,315	
信用リスク・アセット調整額	—		—	
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—		—	
リスク・アセット等の額の合計額(ニ)	120,745		121,540	
自己資本比率				
自己資本比率((ハ) / (ニ))	27.93%		28.08%	

(注)自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。
 なお、当金庫は国内基準を採用しております。

② 自己資本の充実度に関する事項

1. 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当金庫は、これまで内部留保による資本の積上げ等を行なうことにより自己資本を充実させ、経営の健全性・安全性を充分保っていると評価しております。

なお、将来の自己資本の充実策につきましては、年度ごとに掲げる収支計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積上げを第一義的な施策として考えております。

2. 信用リスクに対する所要自己資本の額

(単位:百万円)

	平成28年度		平成29年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスクアセット・所要自己資本の額合計	114,206	4,568	115,225	4,609
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	121,136	4,845	118,105	4,724
ソブリン向け	1,711	68	1,861	74
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	25,700	1,028	26,335	1,053
法人等向け	27,936	1,117	29,621	1,184
中小企業等及び個人向け	28,394	1,135	29,416	1,176
抵当権付住宅ローン	5,652	226	5,322	212
不動産取得等事業向け	8,864	354	9,120	364
3ヵ月以上延滞等	264	10	284	11
取立未済手形	12	0	17	0
信用保証協会等による保証付	797	31	738	29
出資等	1,729	69	1,368	54
出資等のエクスポージャー	1,729	69	1,368	54
上記以外	20,070	802	14,016	560
他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通出資等に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	11,550	462	4,800	192
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	1,502	60	1,502	60
②証券化エクスポージャー	—	—	—	—
③他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△6,930	△277	△2,880	△115
ロ. オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	6,538	261	6,315	252
ハ. 単体総所要自己資本額(イ+ロ)	120,745	4,829	121,540	4,861

(注)1. 所要自己資本の額=リスクアセット×4%

2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフバランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。

3. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門(当該国内においてソブリン扱いになっているもの)、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体、信用保証協会及び漁業信用金協会のことです。

4. 「3ヵ月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「ソブリン向け」、「金融機関向け」、「法人等向け」においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

5. オペレーショナルリスクは、当金庫は基礎的手法を採用しています。

$$\frac{\text{粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}}$$

6. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

③ 信用リスクに関する事項(証券化エクスポージャーを除く)

1. リスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスクとは、お客さまの倒産や財務状況の悪化などにより、当金庫が損失を被るリスクのことをいいます。当金庫では、信用リスクを当金庫が管理すべき最重要のリスクであると認識のうえ、与信業務の基本的な理念や手続き等を明示した「信用リスク管理方針」、「信用リスク管理規程」等を制定し、広く役職員に理解と遵守を促すとともに、信用リスクを確実に認識する管理体制を構築しています。

信用リスクの管理につきましては、小口多数取引の推進によるリスクの分散の他、自己査定による債務者区分別、業種別、及び与信集中によるリスク抑制のための大口与信取引先の管理など、さまざまな角度からの分析により、信用リスクを把握、管理し、貸出資産の健全化に努めております。

以上、一連の信用リスク管理状況については、リスク管理委員会やALM委員会で協議検討を行うとともに、必要に応じ理事会、常務会といった経営陣に対する報告体制を整備しています。

貸倒引当金は「償却・引当規程」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに計算された貸倒実績率等を基に算定するとともに、その結果については監査法人の監査を受けるなど、適正な計上に努めています。

2.信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高

(業種別・残存期間別)

(単位:百万円)

エクスポージャー 区分	信用リスクエクスポージャー期末残高									3ヵ月以上延滞 エクスポージャー	
			貸出金、コミットメント 及びその他の デリバティブ以外の オフ・バランス取引		債券		デリバティブ取引				
	地域区分	業種区分	28年度	29年度	28年度	29年度	28年度	29年度	28年度	29年度	28年度
国	内	383,489	390,329	165,640	166,343	89,910	90,002	—	—	341	319
国	外	200	200	—	—	200	200	—	—	—	—
地域別合計		383,689	390,530	165,640	166,343	90,110	90,203	—	—	341	319
製造業		24,296	26,318	21,496	21,420	2,800	4,897	—	—	3	2
農業、林業		695	678	695	678	—	—	—	—	—	51
漁業		4	4	4	4	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、 砂利採取業		484	451	484	451	—	—	—	—	—	—
建設業		10,516	10,640	10,516	10,640	—	—	—	—	117	113
電気・ガス・熱供給・ 水道業		4,225	4,193	325	293	3,899	3,899	—	—	—	—
情報通信業		441	430	41	30	399	399	—	—	—	—
運輸業・郵便業		6,354	6,313	3,754	3,713	2,599	2,599	—	—	3	—
卸売業・小売業		11,823	11,264	11,423	10,364	400	899	—	—	11	17
金融業・保険業		21,532	17,433	7,432	5,935	14,100	11,498	—	—	—	—
不動産業		14,810	14,746	14,810	14,746	—	—	—	—	53	32
物品賃貸業		301	265	301	265	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・ 技術サービス業		1,140	1,065	1,140	1,065	—	—	—	—	22	4
宿泊業		348	335	348	335	—	—	—	—	—	—
飲食業		2,025	2,116	2,025	2,116	—	—	—	—	46	46
生活関連サービス業、 娯楽業		1,869	1,938	1,869	1,938	—	—	—	—	50	4
教育、学習支援業		831	980	831	980	—	—	—	—	—	—
医療、福祉		8,379	8,095	8,379	8,095	—	—	—	—	—	—
その他のサービス		6,819	6,835	3,919	4,535	2,899	2,299	—	—	—	6
国・地方公共団体等		68,936	69,998	6,035	6,396	62,901	63,602	—	—	—	—
個人		34,254	34,962	34,254	34,962	—	—	—	—	34	39
その他		163,597	171,462	35,548	37,373	109	105	—	—	—	—
業種別合計		383,689	390,530	165,640	166,343	90,110	90,203	—	—	341	319
1年以下		133,037	140,962	124,973	130,610	7,910	10,206	—	—		
1年超3年以下		37,651	34,381	17,136	12,161	20,514	22,220	—	—		
3年超5年以下		31,199	26,580	10,726	8,710	20,472	17,870	—	—		
5年超7年以下		21,409	24,646	2,827	4,633	18,582	20,013	—	—		
7年超10年以下		29,174	25,407	6,543	5,514	22,630	19,892	—	—		
10年超		3,112	3,723	3,112	3,723	—	—	—	—		
期間の定めのないもの		128,105	134,827	320	989	—	—	—	—		
残存期間別合計		383,689	390,530	165,640	166,343	90,110	90,203	—	—		

(注)1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除く。

2. 「3ヵ月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞しているエクスポージャーのことで、

3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することが困難な投資信託等および業種区分に分類することが困難なエクスポージャーです。

4. 業種別の「債券の未収利息」、「コミットメント」はその他に記載しております。

5. 「コミットメント」については全額を記載しております。

6. 残存期間別の「未収利息」、「債務保証見返」は「1年以下」に記載しております。

7. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

3. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

42ページをご覧ください。

4. 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

(単位:百万円)

	個別貸倒引当金						貸出金償却	
	期首残高		当期増減額		期末残高		28年度	29年度
	28年度	29年度	28年度	29年度	28年度	29年度		
製 造 業	585	493	△92	45	493	539	—	—
農 業、林 業	—	—	—	—	—	—	—	—
漁 業	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱 業、採石業 砂 利 採 取 業	—	—	—	—	—	—	—	—
建 設 業	89	86	△2	1	86	88	—	—
電 気・ガ ス・ 熱 供 給・水 道 業	—	—	—	—	—	—	—	—
情 報 通 信 業	2	1	△0	0	1	2	—	—
運 輸 業、郵 便 業	93	84	△8	△78	84	5	—	—
卸 売 業、小 売 業	253	363	110	7	363	370	—	—
金 融 業、保 険 業	38	36	△1	△1	36	34	—	—
不 動 産 業	274	219	△54	70	219	290	—	—
物 品 賃 貸 業	—	—	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術 サ ー ビ ス 業	13	19	6	△0	19	19	—	—
宿 泊 業	3	2	△0	0	2	3	—	—
飲 食 業	50	37	△13	2	37	39	—	—
生活関連サービス業、 娯 楽 業	77	72	△4	△41	72	31	—	—
教育、学習支援業	—	0	0	0	0	0	—	—
医 療、福 祉	81	134	53	5	134	140	—	—
その他のサービス業	25	67	41	1	67	69	—	—
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—
個 人	123	75	△47	△6	75	68	—	—
そ の 他	9	9	0	△5	9	4	—	—
合 計	1,720	1,706	△13	1	1,706	1,707	—	—

(注) 1. 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

5. リスク・ウエイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

① リスク・ウエイトの判定に使用する適格格付機関

リスク・ウエイトの判定に使用する適格格付機関は、以下の4つの機関を採用しております。なおエクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っておりません。

- 株式会社格付投資情報センター (R&I)
- 株式会社日本格付研究所 (JCR)
- ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)
- スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングス・サービス (S&P)

② リスク・ウエイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位:百万円)

告示で定めるリスク・ウエイト区分 (%)	エクスポージャーの額			
	平成28年度		平成29年度	
	格付適用有り	格付適用無し	格付適用有り	格付適用無し
0%	401	62,660	401	62,193
10%	—	17,716	—	19,016
20%	134,924	1,351	139,323	1,171
35%	—	16,473	—	15,476
50%	5,210	125	7,209	89
75%	—	54,897	—	55,823
100%	2,648	50,995	2,947	48,678
150%	—	172	—	298
200%	—	—	—	—
250%	—	556	—	517
合計		348,132		353,147

- (注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。
 2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスクウエイトに区分しています。
 3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー(経過措置による不参入分を除く)、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

4 信用リスク削減手法に関する事項

1. 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続きの概要

当金庫は、リスク管理の観点から、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより受ける損失を軽減するために、取引先によっては、不動産等担保や信用保証協会保証による保全処置を講じております。ただし、これはあくまで補完的措置であり、資金使途、返済原資、財務内容、事業環境、経営者の資質など、さまざまな角度から判断を行っております。

また、検討の結果、担保又は保証人が必要な場合には、お客さまへの十分な説明とご理解をいただいた上でご契約いただく等、適切な取扱いに努めております。

信用リスク削減手法として当金庫が扱う担保には、自金庫預金積金・有価証券・不動産等、保証には、信用保証協会保証・民間保証機関保証等がありますが、その手続きについては、「融資事務規程」及び「しんきん共同センター」のシステム等により適切な事務取扱及び適正な評価を行っております。

また、お客さまが期限の利益を失われた場合には、全ての与信取引の範囲において、預金相殺等をする場合がありますが、金庫が定める「融資事務規程」等により適切な取扱いに努めております。

2. 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位:百万円)

信用リスク削減手法 ポートフォリオ	適格金融資産担保		保証		クレジット・デリバティブ	
	平成28年度	平成29年度	平成28年度	平成29年度	平成28年度	平成29年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	2,546	2,505	28,149	27,352	—	—
① ソブリン向け	—	—	—	—	—	—
② 金融機関向け	—	—	—	—	—	—
③ 法人等向け	561	496	5,139	4,869	—	—
④ 中小企業等・個人向け	1,977	2,009	21,968	21,539	—	—
⑤ 抵当権付住宅ローン	6	—	—	—	—	—
⑥ 不動産取得等事業向け	1	—	—	—	—	—
⑦ 3ヵ月以上延滞等	—	—	27	118	—	—
⑧ 上記以外	—	—	1,014	824	—	—

(注) 当金庫は、適格金融資産担保について簡便法を用いています。

5 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

当金庫における派生商品取引及び長期決済期間取引は、該当ございません。

6 証券化エクスポージャーに関する事項

当金庫は証券化取引を行っておりません。

7 オペレーショナル・リスクに関する事項

1. リスク管理の方針及び手続きの概要

当金庫では、オペレーショナル・リスクを「内部プロセス・人・システムが不適切であること、もしくは機能しないこと、または外生的事象が生起することから当金庫に生じる損失にかかるリスク」と考えております。当金庫はオペレーショナル・リスクについて、事務リスク、システムリスク、法務リスク、評判リスク等の各リスクを含む幅広いリスクと考え、確実にリスクを認識し、評価しております。

リスクの計測に関しましては、当面、基礎的手法を採用することとし態勢を整備しております。

また、これらのリスクに関しましては、それぞれの主管部署において協議検討するとともに必要に応じて、経営陣による理事会等に報告する態勢を整えております。

2. オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当金庫は基礎的手法を採用しております。

8 出資等エクスポージャーに関する事項

1. 銀行勘定における出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

銀行勘定における出資又は株式等エクスポージャーにあたるものは、上場株式、非上場株式、投資信託、政策投資にあたる出資金等を当金庫が定める「有価証券預け金等運用規程」に基づいた適正な運用・管理を行っております。

また当該取引にかかる会計処理については、当金庫が定める「有価証券会計・ゴルフ会員権処理基準」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っております。

2. 貸借対照表計上額及び時価

(単位:百万円)

区 分	平成 28 年度		平成 29 年度	
	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価
上場株式等	2,305	2,305	2,078	2,078
非上場株式等	1,452	1,452	1,477	1,477
合 計	3,758	3,758	3,556	3,556

(注) 1. 「上場株式等」には、投資信託等の裏付資産のうち出資等エクスポージャーに該当する額が含まれます。

2. 「非上場株式等」には、信金中央金庫出資金等のうち出資等エクスポージャーに該当する額が含まれます。

3. 出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位:百万円)

	平成 28 年度	平成 29 年度
売 却 益	275	302
売 却 損	1	3
償 却	—	—

4. 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	平成 28 年度	平成 29 年度
評 価 損 益	526	447

5. 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	平成 28 年度	平成 29 年度
評 価 損 益	—	—

9 金利リスクに関する事項

1. リスク管理の方針及び手続きの概要

金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける資産価値の変動や、将来の収益性に対する影響を指しますが、当金庫においては、双方とも定期的な評価・計測を行い、適宜、対応を講じる態勢としております。

具体的には、一定の金利ショックを想定した場合の銀行勘定の金利リスクの計測を行い、ALM委員会等で協議検討するとともに、必要に応じて経営陣へ報告を行なうなど、資産・負債の最適化に向けたリスクコントロールに努めています。

(単位:百万円)

運用勘定			調達勘定		
区 分	金利リスク量		区 分	金利リスク量	
	平成28年度	平成29年度		平成28年度	平成29年度
貸 出 金	546	702	定 期 性 預 金	423	428
預 け 金	631	1,110	要 求 払 預 金	345	401
有 価 証 券 等	699	1,315			
運 用 勘 定 合 計	1,877	3,128	調 達 勘 定 合 計	769	830
銀 行 勘 定 の 金 利 リ ス ク	1,108	2,297			

(注) 1. 銀行勘定における金利リスクは、金融機関の保有する資産・負債のうち、市場金利に影響を受けるもの(例えば、貸出金、有価証券、預金等)が、金利ショックにより発生するリスク量を見るものです。当金庫では、金利ショックを99パーセンタイル値として銀行勘定の金利リスクを算出しております。

2. 要求払預金の金利リスク量は、明確な金利改定間隔がなく、預金者の要求によって随時払い出される要払預金のうち、引き出されることなく長期間金融機関に滞留する預金をコア預金と定義し、当金庫では、普通預金等の50%相当額を0～5年の期間に均等に振り分けて(平均2.5年)リスク量を算定しています。

3. 銀行勘定の金利リスクは、運用勘定金利リスク量と調達勘定金利リスク量を相殺して算定をします。

2. アウトライヤー比率

資産・負債の金利リスク量を自己資本総額で除した値がアウトライヤー比率です。この比率は20%以内が健全の目安とされています。当金庫の比率は6.73%で、適正な水準を維持しております。

$$\frac{\text{銀行勘定の金利リスク量 (2,297百万円)}}{\text{自己資本総額 (34,139百万円)}} \times 100 = 6.73\%$$

10 用語解説

No	用 語	解 説
1	リスク・アセット	リスクを有する資産(貸出金や有価証券など)を、リスクの大きさに応じて掛目を乗じ、再評価した資産金額をいいます。
2	エクスポージャー	リスクに晒されている資産のことを指しており、具体的には貸出金などの与信取引と有価証券などの投資資産が該当します。
3	ALM	ALM (Asset Liability Management)は、資産・負債の総合管理といい、主に金融機関において活用されているバランスシートのリスク管理方法です。
4	派生商品取引	(=デリバティブ取引)有価証券や通貨、金といった金融資産(原資産)の取引から派生し、原資産の現物価格によってその価格が決定される商品を指す。具体例としては、先物、先渡し、スワップ、オプション等が挙げられます。
5	証券化エクスポージャー	金融機関が保有するローン債権や企業が保有する不動産など、それらの資産価値を裏付けに証券として組み替え、第三者に売却して流動化をする資産をいいます。
6	コア預金	明確な金利改定間隔がなく、預金者の要求によって随時払い出しが可能な預金のうち、引き出されることなく長期間金融機関に滞留する預金のことです。
7	金利ショック	金利の変化(衝撃)のことで、上下200ベース・ポイントの平行移動や1パーセンタイル値と99パーセンタイル値といった算出方法があります。
8	パーセンタイル値	計測値を順番に並べたうちのパーセント目の値。99パーセンタイル値は99パーセント目の値です。